

議第 29 号

檀原市休日夜間応急診療所条例の一部改正について

檀原市休日夜間応急診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市休日夜間応急診療所条例の一部を改正する条例

檀原市休日夜間応急診療所条例（昭和 49 年檀原市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 条を加える。

（臨時の分院の設置）

第 2 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。

2 前項の分院について、本則の規定にかかわらず、名称、位置その他の必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するため、臨時の診療所を設置することができるよう所要の改正を行うもの